

山梨県指定構造計算適合性判定機関委任要綱

(平成27年5月14日制定)

(令和6年10月14日改定)

(趣旨)

第1条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の2第1項の規定に基づき、山梨県知事（以下「知事」という。）が行う指定構造計算適合性判定機関（以下「機関」という。）に法第6条の3第1項及び第18条第5項の構造計算適合性判定を行わせること（以下「委任」という。）に係る要件その他必要な事項は、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）及び指定構造計算適合性判定機関指定準則（平成27年3月2日付け国住指第4540号。以下「指定準則」という。）において使用する用語の例による。

(委任要件)

第3条 委任を希望する者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件に適合するものとする。

- 一 法第18条の2第4項において読み替えて適用する法第6条の3第1項及び第18条第5項の規定により構造計算適合性判定（以下「判定」という。）が必要な全ての建築物の判定の業務を対象とするものであること。
- 二 山梨県全域を業務区域とするものであること。
- 三 山梨県内（以下「県内」という。）の判定の業務を行う事務所は、原則として、首都圏整備法（昭和31年法律第83号）に規定する首都圏に置くものであること。
- 四 指定準則第7による監視委員会を設けるものであること。

(委任申請)

第4条 機関の委任の申請は随時行うことができる。

2 申請者は、委任申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、これを提出するものとする。

- 一 法第18条の2第1項の指定書の写し
- 二 法第77条の35の12第1項の認可書の写し

三 前条各号に適合することが確認できる書類

四 その他知事が必要と認める書類

3 前項の申請書類は、山梨県県土整備部建築住宅課に直接持参し、提出すること。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月14日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

指定構造計算適合性判定機関委任申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者の住所又は主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称 印

建築基準法第18条の2第1項の規定により、山梨県全域で行う構造計算適合性判定の委任を受けたいので、第4条第2項の規定により、申請します。

- 1 山梨県内の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地
- 2 山梨県内で行う構造計算適合性判定の業務の範囲
- 3 山梨県内で行う構造計算適合性判定の業務を開始しようとする年月日

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。
3 第4条第2項各号に掲げる書類を添付すること。
4 氏名（法人の場合にあっては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できる。